

八丈町地域公共交通計画の概要

1. 経緯

令和8年1月19日作成

令和8年3月19日公表

2. 八丈町地域公共交通計画の区域

八丈町全域

3. 八丈町地域公共交通計画に関する基本方針

少子高齢社会への対応（生活輸送）、観光客増加への対応（観光輸送）、ドライバー不足・財源不足への対応（持続性）の3つの重点課題の解決に向けて、「円滑な移動を実現する公共交通サービスの提供」、「地域交通サービスの持続性確保」、「利用促進活動の徹底」の3点を本計画の方針として定める。

4. 八丈町地域公共交通計画の目標

上記3つの重点課題およびそれらに対応する方針に基づく施策の実施を通じた、「島内の安心・安全な暮らしと産業を支える持続可能で多様な地域交通サービスの構築」を目標に掲げる。

5. 事業の概要及び事業の実施主体

- ・ AI デマンドタクシーの充実（実施主体：八丈町、観光協会、タクシー事業者、他行政機関）
- ・ AI デマンドタクシーの実装および自動運転バスの導入検討と併せた町営バス・スクールバスの再編検討（実施主体：八丈町、町営バス、タクシー事業者）
- ・ 自転車シェアリングサービスの導入（実施主体：八丈町、他行政機関 等）
- ・ 利用促進のための説明会・体験会の実施（実施主体：八丈町、町民、他行政機関 等）
- ・ 高校生を対象としたモバイル通学定期券の継続販売（実施主体：八丈町、町営バス）

6. 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

- ・ 計画目標の達成に向けて、上記の事業を含む各施策に対して「町内交通の利用者数」、「町内交通の満足度」「定期券・サブスクリプションの販売件数」等の評価指標を設定。

- ・ 各評価指標について、令和6～7年度の現状値と、計画目標年次である令和12年度時点の目標値を設定。
- ・ PDCA サイクルに基づくモニタリング・協議を通じて、各事業の推進を図り、本計画目標の達成を目指す。

7. 計画期間

令和8年度～令和12年度

8. 法第6条に定める協議会の有無

有

設立年月日：令和7年6月2日

名 称：八丈町地域公共交通活性化協議会

構 成 員：別添

9. 法第5条第10項に定められている関係者との協議

協議会による協議成立年月日：令和8年1月19日

10. 法第5条第7項に定められている利用者の意見の反映

- ① 八丈町地域公共交通活性化協議会において、町内各地域の住民代表や島内タクシー事業者等が参画し、計3回意見聴取・協議を実施した。
- ② 上記の協議会構成員以外に、八丈島観光協会や八丈町社会福祉協議会等に対してヒアリングを実施し、島内交通の現況について把握するとともに、意見を計画に反映した。
- ③ 上記の協議会構成員以外に、東京都立八丈高等学校の生徒122名や島内レンタカー事業者6社に対してアンケート調査を行い、島内交通の現況について把握するとともに、意見を計画に反映した。
- ④ パブリックコメントを令和7年9月22日から令和7年10月3日まで実施し、4名の住民から計26件の意見が寄せられた。

11. その他

なし